

デューカスコピー・ジャパン株式会社 取引説明書

新旧対照表

デューカスコピー・ジャパン株式会社

平成 28 年 1 月 1 日

## 取引説明書

変更前	変更後
<p>【4】証拠金について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座維持必要金額</p> <p>口座には最低 2,000 円以上の証拠金が必要です。純資産が 2,000 円未満となった場合又はお客様が任意に定めたストップロス・レベルを下回った場合、お客様が保有するすべてのポジションは成行にて自動的に決済され、お客様の取引口座の純資産額が、2,000 円未満の場合、又は設定したストップロス・レベルを下回っている場合には、新規での取引はできませんのでご留意下さい。なお、当該ルールに基づく決済が行われた場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等（土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等）によって証拠金を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、当該ルールは、必ずしも当該損失額が当該ルールで通常想定される損失水準に収まることを保証するものではありません。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. ロスカット（マージンカット）</p> <p>本取引ではお客様が証拠金を大きく上回る損失を被るリスクを低減させるため、ロスカット取引を行います。ロスカット取引は、証拠金使用率が100%以上になった場合、直ちに、お客様が保有するすべてのポジションを、成行にて強制的に決済いたします。</p> <p>しかしながら、ロスカットルールに基づく注文が執行された場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等（土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等）によって使用証</p>	<p>【4】証拠金について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座維持必要金額</p> <p>口座には 2,000 円を超える証拠金が必要です。純資産が 2,000 円以下となった場合又はお客様が任意に定めたストップロス・レベル以下となった場合、お客様が保有するすべてのポジションは成行にて自動的に決済され、お客様の取引口座の純資産額が、2,000 円以下の場合、又は設定したストップロス・レベル以下の場合には、新規での取引はできませんのでご留意下さい。なお、当該ルールに基づく決済が行われた場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等（土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等）によって証拠金を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、当該ルールは、必ずしも当該損失額が当該ルールで通常想定される損失水準に収まることを保証するものではありません。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. ロスカット（マージンカット）</p> <p>本取引ではお客様が証拠金を大きく上回る損失を被るリスクを低減させるため、ロスカット取引を行います。ロスカット取引は、証拠金使用率が100%以上になった場合、直ちに、お客様が保有するすべてのポジションを、成行にて強制的に決済いたします。</p> <p>しかしながら、ロスカットルールに基づく注文が執行された場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等（土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等）によって使用証</p>

拠金以上を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、ロスカットルールは、必ずしも当該損失額がロスカットルールで通常想定される損失水準に収まることを保証するものではありません。なお、この際に発生した不足金額については当該損失が発生した日から 2 営業日後の 15 時(日本時間)までに取引口座にご入金頂く必要があります。また、万が一当該期限までにご入金頂けなかった場合、当社が別途定める率及び計算方法による遅延損害金をあわせてお支払い頂きます。

上記ロスカットルールとは別に、お客様ご自身が一定の損失額を上回る損失を被るリスクを低減させるためにストップロス・レベル(ただし、最低 2,000 円)を設定することが可能です。お客様の純資産額があらかじめ任意に設定したストップロス・レベルを下回った場合、お客様が保有するすべてのポジションは成行にて自動的に決済されます(ストップロス・レベルは、初期設定で 2,000 円に設定されております)。当該ストップロス・レベルに基づく注文が執行されますと、同時に待機注文も取り消されます。また、純資産額が設定したストップロス・レベルを下回っている場合には、取引はできませんのでご留意下さい。

なお、設定したストップロス・レベルに基づくすべてのポジションの決済が行われた場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等(土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等)によって、純資産が設定したストップロス・レベルを下回るだけでなく、証拠金を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、ストップロス・レベルの設定は、必ずしも当該損失額がストップロス・レベルに収まることを保証するものではありません。

7. (略)

8. (略)

拠金以上を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、ロスカットルールは、必ずしも当該損失額がロスカットルールで通常想定される損失水準に収まることを保証するものではありません。なお、この際に発生した不足金額については当該損失が発生した日から 2 営業日後の 15 時(日本時間)までに取引口座にご入金頂く必要があります。また、万が一当該期限までにご入金頂けなかった場合、当社が別途定める率及び計算方法による遅延損害金をあわせてお支払い頂きます。

上記ロスカットルールとは別に、お客様ご自身が一定の損失額を上回る損失を被るリスクを低減させるためにストップロス・レベル(ただし、最低 2,000 円)を設定することが可能です。お客様の純資産額があらかじめ任意に設定したストップロス・レベル以下となった場合、お客様が保有するすべてのポジションは成行にて自動的に決済されます(ストップロス・レベルは、初期設定で 2,000 円に設定されております)。当該ストップロス・レベルに基づく注文が執行されますと、同時に待機注文も取り消されます。また、純資産額が設定したストップロス・レベル以下の場合には、取引はできませんのでご留意下さい。

なお、設定したストップロス・レベルに基づくすべてのポジションの決済が行われた場合であっても、外国為替市場における相場状況の急変や取引時間外における相場変動等(土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合等)によって、純資産が設定したストップロス・レベルを下回るだけでなく、証拠金を大きく上回る損失が発生する可能性があります。したがって、ストップロス・レベルの設定は、必ずしも当該損失額がストップロス・レベルに収まることを保証するものではありません。

7. (略)

8. (略)

## 【10】取引手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

### 1. 取引の開始

(1) (略)

#### (2) 取引口座の開設

①取引口座を開設するに当たっては、まず、当社のウェブサイトよりお申込み下さい。

②お申込みが完了しましたら、当社に本人確認書類を提出して下さい。提出の方法は「【12】取引時確認について」をご参照下さい。

③口座開設のお申込みを頂きましたお客様につきましては、当社で口座開設の審査を行います。口座開設を受諾させて頂いたお客様には、取引時確認のための通知をご登録された住所へ郵送し、取引時確認後、本取引に用いる【取引口座番号】と【仮パスワード】をご登録頂いたメールアドレス宛にお知らせ致します。仮パスワードの変更手続後、ご登録の携帯電話のSMS(ショートメッセージサービス)を通じてPINコードが通知されます。本人確認書類の郵送方法は「【12】取引時確認について」をご参照下さい。なお、口座開設をお受けできない場合の理由につきましては開示致しません。

2. (略)

3. (略)

4. (略)

5. (略)

6. (略)

7. (略)

## 【10】取引手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

### 1. 取引の開始

(1) (略)

#### (2) 取引口座の開設

①取引口座を開設するに当たっては、まず、当社のウェブサイトよりお申込み下さい。

②お申込みが完了しましたら、当社に本人確認書類を提出して下さい。提出の方法は「【12】取引時確認について」をご参照下さい。

③口座開設のお申込みを頂きましたお客様につきましては、当社で口座開設の審査を行います。口座開設を受諾させて頂いたお客様には、取引時確認のための通知をご登録された住所へ郵送致します。取引時確認後、お客様から個人番号(マイナンバー)の届出を行って頂き次第、本取引に用いる【取引口座番号】と【仮パスワード】をご登録頂いたメールアドレス宛にお知らせ致します。仮パスワードの変更手続後、ご登録の携帯電話のSMS(ショートメッセージサービス)を通じてPINコードが通知されます。本人確認書類の郵送方法は「【12】取引時確認について」をご参照下さい。なお、口座開設をお受けできない場合の理由につきましては開示致しません。

2. (略)

3. (略)

4. (略)

5. (略)

6. (略)

7. (略)

【12】取引時確認について

1. 個人のお客様の取引時確認

当社に口座開設をお申込み頂く際は、以下の本人確認書類のうちいずれか一つを提出して頂きます。さらに、当社が口座開設の通知を行う際は、本人確認書類に記載された住所に転送不要郵便（簡易書留）を送付する方法により取引時確認を行わせて頂きます。

(1) コピー（複写）を提出頂く書類

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③各種健康保険証
- ④住民基本台帳カード
- ⑤外国人登録証明書
- ⑥在留カード
- ⑦特別永住者証明書
- ⑧ （新設）

上記の書類については、郵送、FAX、若しくは当該画像（デジタルカメラ、スキャナ等を使用して電子化された画像データ）を Email 送信する方法のいずれかで受け付けます。ただし、当該書類は有効期限内かつ現在有効なものに限ります。なお、いずれも氏名・現住所・生年月日が記載されている面のコピーや画像等が必要となります。コピーや画像等が不鮮明な場合は受け付けないことがありますので、文字が明確に読み取れるように鮮明なものをお送り下さい。

(2) 原本を提出頂く書類

【12】取引時確認について

1. 個人のお客様の取引時確認

当社に口座開設をお申込み頂く際は、以下の本人確認書類のうち、顔写真付きの本人確認書類を提出頂く場合はいずれか一点、顔写真なしの本人確認書類を提出頂く場合は計二点を提出頂きます。さらに、当社が口座開設の通知を行う際は、本人確認書類に記載された住所に転送不要郵便（簡易書留）を送付する方法により取引時確認を行わせて頂きます。

(1) コピー（複写）を提出頂く書類

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③各種健康保険証
- ④住民基本台帳カード
- ⑤外国人登録証明書
- ⑥在留カード
- ⑦特別永住者証明書
- ⑧ 個人番号カード（表面）

上記の書類については、郵送、FAX、若しくは当該画像（デジタルカメラ、スキャナ等を使用して電子化された画像データ）を Email 送信する方法のいずれかで受け付けます。ただし、当該書類は有効期限内かつ現在有効なものに限ります。なお、いずれも氏名・現住所・生年月日が記載されている面のコピーや画像等が必要となります。コピーや画像等が不鮮明な場合は受け付けないことがありますので、文字が明確に読み取れるように鮮明なものをお送り下さい。

(2) 原本を提出頂く書類

①住民票の写し

②外国人登録原票の写し

上記の書類については、原本を郵送する方法に限定させていただきます。Email 送信、FAX での受付は行っておりません。なお、いずれも発行後 6 カ月以内のものに限ります。

※本籍欄はお客様の機微情報にあたりますので、黒く塗りつぶすなど抹消した上でご提出下さい。(現住所が本籍地と「同上」となっている場合を除きます。)

2. (略)

3. (略)

平成 27 年 10 月 16 日制定  
(新設)

①住民票の写し

②(削除)

上記の書類については、原本を郵送する方法に限定させていただきます。Email 送信、FAX での受付は行っておりません。なお、いずれも発行後 6 カ月以内のものに限ります。

※本籍欄はお客様の機微情報にあたりますので、黒く塗りつぶすなど抹消した上でご提出下さい。(現住所が本籍地と「同上」となっている場合を除きます。)

2. (略)

3. (略)

平成 27 年 10 月 16 日制定  
平成 28 年 1 月 1 日改定